

岩城光英の永田町だより vol.199

7月に入りました。丁度、今年の折り返し点となりました。6ヶ月が過ぎ、もう半年しかないと思うか、まだ半年あると思うか、年明けに立てた目標を、改めて思い起こす良い契機になるかと存じます。

延長国会も、残すところ一月弱となりました。先週（6月23日）、内閣委員会で、公文書等の管理に関する法律案の質問に立ちました。一般的には馴染みのない法案かもしれませんが、しかし、一昨年の中頃、国民年金の記録について、年金を納めていた方々の記録がなくなっていたり、別の人の名義になっていたりと、という出鱈目な作業が明らかになった事件がありました。当時、突合作業（確認作業）は5000万件にも上り、これは今日でも、まだ終了していません。一例を挙げれば、このような国民にとって極めて重要な行政文書の管理・保管について、明確な指針を示し、後世の人々が確認・調査・研究できるよう、定めるものです。委員会・本会議とも全会一致で成立いたしました。

私が内閣官房副長官の任にあった時、当時の福田総理の強い思いから法案提出の方針を打ち出し、今回、ようやく一つの扉が開いたところです。

今後予算、人員等の課題はありますが、着実に整備を進めてまいります。

さて、今号では、子供達の健全育成に関わる、教育団体共済法案について、お知らせいたします。

「PTA・青少年教育団体共済法案について」

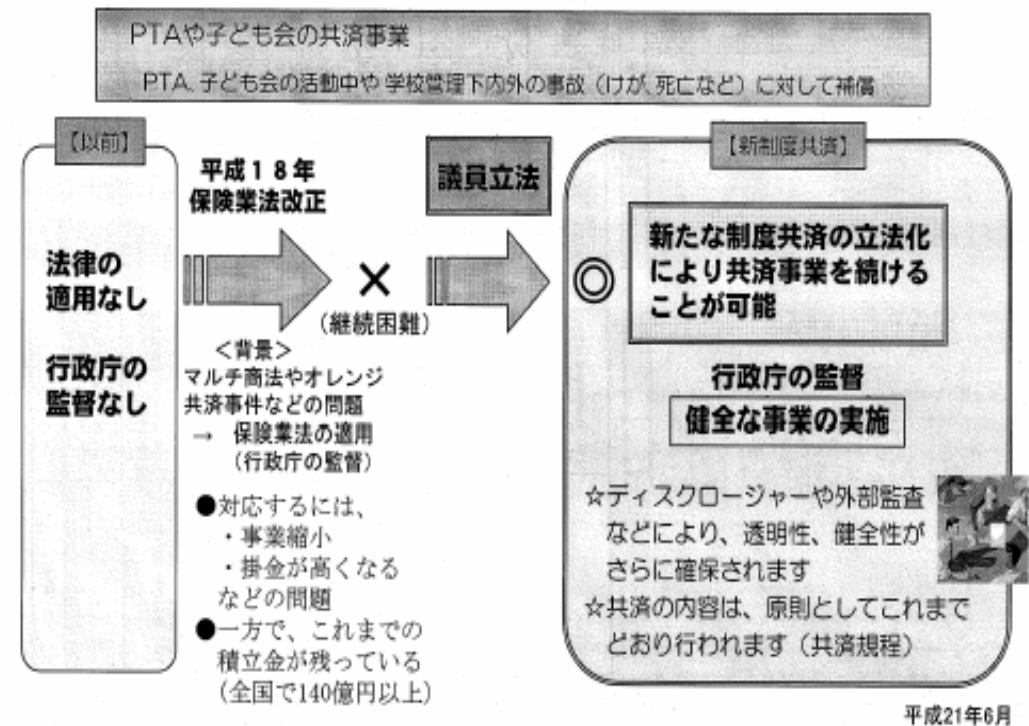
マルチ商法を行なっている業者などの様々な問題が指摘されたため、契約者保護の観点から平成17年に保険業法が改正され、無認可の共済事業が、原則として平成20年4月から行なうことが出来なくなりました。そこで、PTA及び青少年教育団体の活動中などの災害に関する共済制度を確立し、青少年の健全育成と福祉の増進に資するため、この法案が今国会に提出（現在は衆議院に提出）されています。

自民党では、PTA制度共済に関するワーキングチームを組織し、引き続き共済事業を行う為の方策について、様々な観点から検討を行なってまいりました。

保険業法改正は既に施行され、法改正にもとづく対応が求められていることから、当初、保険業法の適用除外を望む声もありましたが、法的な根拠をもって適切に実施できるよう、制度共済として立法化することが必要であるとの結論に達したものです。

PTA・青少年教育団体制度共済の創設について

自由民主党・PTA制度共済に関するワーキングチーム



（また、子ども会は、新法人制度への移行期間である平成25年11月までは、現在の公益法人として共済事業を行えるものの、それ以降は、一般社団法人等の認可申請が必要となる。）

この制度共済のメリットとしては、次のような点が考えられます。

・団体の要望に沿った法制度の導入であること。 ・制度共済とした場合、行政庁の認可が必要となるほか、行政庁が監督を行い、一定のルールの下で行なわれることから、運営の健全性や透明性が担保され、契約者保護が図られること。 ・実態上共済に関し、高度な専門的知識をもって事業を行なっているわけではない団体にとっても、行政庁の監督の下、法令などのガイドラインに従って事業を行なうことにより、より安定した事業運営が可能となること、などが挙げられます。

平成22年度から新制度を実施するためには、準備期間も考えると、今国会での成立が必要となります。この法案は、与野党の対立法案ではありませんから、あと一月余りの会期中で成立に向けて努力してまいります。